○農林水産省告示第千二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　滋賀県長浜市西浅井町山門字茶屋五七二の一六七、五七二の一六八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

○農林水産省告示第千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　青森県上北郡七戸町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県庁及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　山口県山口市江崎字西三田ケ原一〇八九四の一・字向ケ浴一〇九六六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県庁及び山口市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県加茂郡八百津町八百津字鷲ケ峰二〇四の六・二〇四の七・字向エ洞一一五八の五〇から一一五八の五四まで（以上七筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字鷲ケ峰二〇四の一三から二〇四の一六まで・二〇四の一八・二〇四の一九（以上六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　公衆の保健

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市釜戸町字裏山一〇六九の五二六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡阿南町字西條二四八三の一・二四八四の三・二五五七の一二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県佐久市田口字もちり久保二八三の四、字かいる渕二八四の八、二八四の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県佐久市田口字広川原一九九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県千曲市大字上山田字城山三四八二の九・三四八二の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び千曲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北佐久郡軽井沢町大字茂沢字金井渕一〇八八の一・一〇九四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市字目大字木浦内字大刈野一二七六の八一、字堀切一二八三の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山三の三九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年八月二十七日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区山東字光明山二一の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため